

## 産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

※選定基準 3（産業標準化の利点・欠点）各コードの内容につきましては、  
下記リンク先の 5～6 ページにてご確認いただけます。

「産業標準案等審議・審査ガイドライン」

URL <https://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/shingishinsa-guideline.pdf>

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	制定	C6192-1	レーザー及びレーザー関連機器－レーザー光のビーム幅、ビーム広がり角及びビーム伝搬比の試験方法 ー 第1部:無収差ビーム及び単純非点収差ビーム	Lasers and laser-related equipment – Test methods for laser beam widths, divergence angles and beam propagation ratios – Part 1: Stigmatic and simple astigmatic beams	近年、レーザーを用いた機器が急速に普及してきている。測量機器やドローンへの搭載はもとより、穴開けや溶接等の工作機械において精密加工を施すためにも使用されている。このため、レーザービームの特性評価は、レーザービームの適用において極めて重要であり、特にビーム幅、ビーム広がり角を含むビームプロファイルの測定は、レーザーの使用者、応用開発者にとって必須項目である。こうした中、レーザーのビーム幅、ビーム広がり角、及びビーム伝搬比の試験方法に関する国際規格ISO 11146-1及びISO 11146-2が発行されており、2021年にその改訂版が発行された。世界及び国内で使用されているレーザービームの特性評価装置、いわゆるビームプロファイラのほとんどは、この国際規格に準拠している。国際規格との整合化の観点から、ISO 11146-1を基にJISを制定する必要がある。	この制定によって、国際規格との整合化を図った試験方法を製品評価に適用することで製品相互の比較が可能となり、市場の拡大が期待される。加えて、ビーム特性評価の裏付けとなっている理論とそれに基づき評価特性の導出法が明確となるため、製品の開発・製造が容易になり、取引の円滑化も期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 座標系 5. 測定法原理 6. 測定配置と測定装置 7. ビーム幅及びビーム系の測定 8. ビーム広がり角の測定 9. ビームウェスト位置、ビーム幅、ビーム広がり角、ビーム伝搬比の合同測定 10. 試験報告書	—	ISO 11146-1:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法)  対象事項: 鉱工業品(レーザー及びレーザー関連機器)	法律の目的に適合している。	利点: ア(シート「3.2の選択理由」を参照願います。)  欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年7月
JSA	06 電子	制定	C6192-2	レーザー及びレーザー関連機器－レーザー光のビーム幅、ビーム広がり角及びビーム伝搬比の試験方法 ー 第2部: 一般非点収差ビーム	Lasers and laser-related equipment – Test methods for laser beam widths, divergence angles and beam propagation ratios – Part 2: General astigmatic beams	近年、レーザーを用いた機器が急速に普及してきている。測量機器やドローンへの搭載はもとより、穴開けや溶接等の工作機械において精密加工を施すためにも使用されている。このため、レーザービームの特性評価は、レーザービームの適用において極めて重要であり、特にビーム幅、ビーム広がり角を含むビームプロファイルの測定は、レーザーの使用者、応用開発者にとって必須項目である。こうした中、レーザーのビーム幅、ビーム広がり角、及びビーム伝搬比の試験方法に関する国際規格ISO 11146-1及びISO 11146-2が発行されており、2021年にその改訂版が発行された。世界及び国内で使用されているレーザービームの特性評価装置、いわゆるビームプロファイラのほとんどは、この国際規格に準拠している。国際規格との整合化の観点から、ISO 11146-2を基にJISを制定する必要がある。	この制定によって、国際規格との整合化を図った試験方法を製品評価に適用することで製品相互の比較が可能となり、市場の拡大が期待される。加えて、ビーム特性評価の裏付けとなっている理論とそれに基づき評価特性の導出法が明確となるため、製品の開発・製造が容易になり、取引の円滑化も期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 座標系 5. 測定法原理 6. 測定配置と測定装置 7. 2次モーメントの測定 8. 実効ビーム伝搬比の決定 9. 固有非点収差の決定 10. ねじれパラメータの決定 11. 試験報告書	—	ISO 11146-2:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法)  対象事項: 鉱工業品(レーザー及びレーザー関連機器)	法律の目的に適合している。	利点: ア(シート「3.2の選択理由」を参照願います。)  欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年7月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	制定	C61757-1-1	光ファイバセンサー第1-1部：ひずみ測定－ファイバブラッググレーティングに基づくひずみセンサ	Fiber optic sensors – Part 1-1: Strain measurement – Strain sensors based on fiber Bragg gratings	光ファイバセンサは、光学的又は光学的に動作するセンサ素子を用い、光ファイバを伝送媒体とするセンサで、取得される大量の測定データは昨今の AI 技術との親和性も高く、国内における市場が広がってきているが、国内市場への普及を鑑みると仕様及び評価方法の統一が必要であると判断し、2023年にJIS C 61757 (光ファイバセンサ通則)を制定した。 多種多様な光ファイバセンサのうち、特にFBG (ファイバ・ブラッグ・グレーティング) ひずみセンサは電気ひずみゲージと比較して長期的な耐久性や厳密環境下での使用に利点があり、防災や減災を目的として橋梁、河川、トンネル、崖、船舶、風車、飛行機などに広く利用され始めている。そのため、FBGひずみセンサの現場適用を加速して広く普及させていくために詳細な仕様及び評価方法を統一し個別規格として標準化すべきとの要望が出されている。このような状況から、市場の状況を踏まえ、FBGひずみセンサの仕様並びに試験及び測定方法について、IEC61757-1-1:2020 (Fibre optic sensors – Part 1-1: Strain measurement – Strain sensors based on fibre Bragg gratings)を基に、JISを制定する必要がある。	この規格を制定することによって、光ファイバセンサの製品の開発・製造及び品質の確保が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。また、国際規格と整合することによって市場の拡大が期待される。	主な規定項目は次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・記号 ・構造及び特性 ・報告すべき特徴及び特性 ・測定対象の特徴及び特性 ・測定機器の使用における推奨事項 ・附属書 (FBGひずみセンサの追加の特性)	—	IEC 61757-1-1:2020	IDT	第2条の該当号： 4(試験方法、測定方法)  対象事項： FBGひずみセンサ	法律の目的に適合している。	利点： ア、ウ  欠点： いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年7月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5101-11	電子機器用固定コンデンサー 第11部:品種別通則:固定ポリエチレンテレフタレートフィルム金属はく直流コンデンサ	Fixed capacitors for use in electronic equipment- Part 11: Sectional specification - Fixed polyethylene-terephthalate film dielectric metal foil DC capacitors	この規格は、品目別規格JIS C 5101-1(電子機器用固定コンデンサー第1部:品目別通則)を親規格とする固定ポリエチレンテレフタレートフィルム金属はく直流コンデンサーの品目別規格で、IEC 60384-11を基にしており、様々な分野での電源、制御回路の用途に採用されている。このコンデンサーに用いる誘電体ポリエチレンテレフタレートフィルムの薄膜化開発、進歩が目覚ましいため、対応国際規格の改訂(2019年08月)に合わせて、定格電圧などを見直し変更した。JISにおいても、対応国際規格と整合させ市場の実態に即した改正を行う必要がある。また、この規格で引用する親規格のJIS C 5101-1(IEC 60384-1:2021)で規格構成見直しによる簡条番号、細分簡条番号なども変更されているが、対応国際規格IEC 60384-11:2019には変更が反映されていないため、それらの反映も行うためこの規格はMODとする。	対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の円滑化、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・定格電圧を市場の高耐圧化の要求により、“40V,50V,63V,100V,160V,200V及び250V”から“40V,63V,100V,160V,250V,400V,630V,1000V,1600V及び2500V”へ変更する。 ・この規格で引用する親規格のJIS C 5101-1(品目別通則)で規格構成見直しによる簡条番号、細分簡条番号などが変更されており、この規格でも親規格の変更を反映するため修正を行う。	—	IEC 60384-11:2019	MOD	第2条の該当号: 1(品質、性能、耐久度)  対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月
JSA	06 電子	改正	C5101-20	電子機器用固定コンデンサー 第20部:品種別通則:表面実装用固定メタライズドポリフェニレンスルフィドフィルム直流コンデンサ	Fixed capacitors for use in electronic equipment- Part 20: Sectional specification- Fixed metallized polyphenylene sulfide film dielectric surface mount d.c. capacitors	この規格は表面実装用固定メタライズドポリフェニレンスルフィドフィルム直流コンデンサーについて規定する品目別通則である。この規格の対応国際規格IEC 60384-20が2023年2月に改訂され、「試験及び測定方法」の簡条構成が全面的に見直しされ、また、実装規定で初期測定、最終測定及び実装方法が追加された。さらに、最新の引用規格への変更などで本文が大きく変わったため、対応国際規格との整合化を図るためこの規格の改正が必要である。	対応国際規格の変更された簡条構成、最新版の引用規格などを反映することによって、この規格の利用者が対応国際規格との規格との併用を容易にすることができる。受渡当事者間の意思統一が図られて、取引の円滑化が期待される。また、国際規格と整合することによって市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・実装規定で、初期測定、最終測定及び実装方法を追加する。 ・「試験及び測定方法」の簡条構成を全面的に見直し変更する。	—	IEC 60384-20:2023	IDT	第2条の該当号: 1(種類、寸法、品質、性能)  対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5101-23	電子機器用固定コンデンサー 第23部:品種別通則:表面実装用固定メタライズドポリエチレンナフタレートフィルム直流通デンサ	Fixed capacitors for use in electronic equipment- Part 23: Sectional specification- Fixed metallized polyethylene naphthalate film dielectric surface mount d.c. capacitors	この規格は表面実装用固定メタライズドポリエチレンナフタレートフィルム直流通デンサについて規定する品種別通則である。この規格の対応国際規格IEC60384-23が2023年2月に改訂され、「試験及び測定方法」の箇条構成が全面的に見直され、また、初期測定、最終測定及び実装方法が追加された。さらに、最新の引用規格への変更などで本文が大きく変わったため、対応国際規格との整合化を図るためこの規格の改正が必要である。	対応国際規格の変更された箇条構成、最新版の引用規格などを反映することによって、この規格の利用者が対応国際規格との併用を容易にすることができる。受渡当事者間の意思統一が図られて、取引の円滑化が期待される。また、国際規格と整合することによって市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・実装規定で、初期測定、最終測定及び実装方法を追加する。 ・「試験及び測定方法」の箇条構成を全面的に見直し変更する。	—	IEC 60384-23:2023	IDT	第2条の該当号: 1(種類、寸法、品質、性能)  対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月
JSA	06 電子	改正	C5201-8	電子機器用固定抵抗器—第8部:品種別通則:表面実装用固定抵抗器	Fixed resistors for use in electronic equipment - Part 8: Sectional specification- Fixed surface mount resistors	この規格は、電子機器用固定抵抗器に属する表面実装用固定抵抗器に関する品種別通則である。対応国際規格IEC 60115-8が2023年に改訂され抵抗器の定格電力を定める基準温度が見直され、70℃における耐久性試験の際の抵抗器本体の温度と印加電力の関係が明確になるように、推奨試験基板へリファレンス電力を加えた場合に端子部温度が原則125℃になる様に再設計された。これにより、抵抗器使用者は、端子部温度を抵抗器製造業者との共通の温度管理部位として利用して、抵抗器製造業者の試験条件と相関が取れる形での熱設計を行う事が可能となる。なお、今回の改訂において、近年、市場に導入された比較的高定格電力の長辺電極品と、巻線モールド抵抗器も対象とした。JISにおいても、国際規格と整合させ市場の実態に即した改正を行う必要がある。	この規格は、日本の裾野の広い電気・電子機器業界の機器メーカーで基礎部品の規格である。対応国際規格の改訂に対応することによって、貿易障壁を防止することが期待できる。日系メーカーの東南アジア工場では、我が国にある本社で承認作業されることが多く、JISを引用したその内容を納入仕様書などに記載する機会が多い。このため、JISを改正することで、企業の大小に係ることなく公平に反映できることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・形状及び寸法の規定で、長辺電極抵抗器(RT)及び巻線モールド抵抗器(RW)を追加する。 ・推奨試験基板の70℃の耐久性試験において、熱設計が可能のように、供試抵抗器の端子部温度が原則125℃になるように設計することを明記する。 ・表5(はんだ付けランド寸法)に、抵抗器サイズに対して与えられている定格電力を追加する。 ・附属書に外観検査基準の規定を追加する。	—	IEC 60115-8:2023	IDT	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法、品質、性能、耐久度)  対象事項: 電力形固定抵抗器	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5260-3	電子機器用可変抵抗器—第3部:品種別通則:回転形精密級可変抵抗器	Potentiometers for use in electronic equipment - Part 3: Sectional specification: Rotary precision potentiometers	この規格は、電子機器用可変抵抗器に属する回転形精密級可変抵抗器に関する品種別通則である。この規格の対応国際は、1992年に発行され、この国際規格を基にJISを2000年に制定した。2023年にこの規格の対応国際規格がISO/IEC Directivesに沿って全面的に改訂されたことにより、項番が変更された。また、使用環境変化に伴い試験温度範囲も変更され、測定における定義も追加された。JISにおいても、国際規格と整合させ市場の実態に即した改正を行う必要がある。	この規格は、日本の裾野の広い電気・電子機器業界の機器メーカーで利用する基礎部品の規格である。対応国際規格の改訂に対応することによって、貿易障壁を防止することが期待できる。日系メーカーの東南アジア工場では、我が国にある本社で承認作業されることが多く、JISを引用したその内容を納入仕様書などに記載する機会が多い。このため、JISを改正することで、企業の大小に係ることなく公平に反映できることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>この規格で規定されている可変抵抗器の形状記号とその形状例を追加する。</li> <li>可変抵抗器の使用環境の変化のため、カテゴリ上限温度範囲を70℃～125℃から85℃～125℃へ変更し、カテゴリ下限温度範囲を-65℃～-10℃から-55℃～-10℃へ変更する。</li> <li>素子最高電圧の推奨値をR5数列に順ずる値に変更することで、800Vを削除し、100V、160V、250V、400V、630V及び1000Vとする。</li> <li>非巻線可変抵抗器に要求される有効操作角度の定義を追加し、可変抵抗器に要求されるディザの定義を追加する。</li> </ul>	—	IEC 60393-3:2023	IDT	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法、品質、性能、耐久性)  対象事項: 回転形精密級可変抵抗器	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月
JSA	06 電子	改正	C5402-1-100	電気・電子機器用コネクタ—試験及び測定—第1-100部:一般—試験方法規格一覧	Connectors for electrical and electronic equipment—Tests and measurements—Part 1-100: General—Applicable publications	この規格は、電気及び電子機器用コネクタの試験規格群の構成について規定したもので、IEC 60512-1-100:2012を基に、2014年に改正した。その後、制定・改訂された試験及び測定のIEC規格を元に、JISも制定・改正され、IEC規格との対比が不明瞭なものとなった。そのため、その対応するIEC規格との一覧としてまとめ直したものである。	この改正によって制定・改正された電気・電子機器用コネクタの試験及び測定についてJISで規定された規格が明瞭になり、また、対応国際規格も明瞭になり、使用者に利便性を確保することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>試験方法規格一覧に次の変更を行う。</li> <li>2014年以降、旧規格では審議中とされたものを制定済として、審議中の注記を削除する。</li> <li>C 5402、C 5402追補1、は旧規格で廃止済であり、一覧表から削除する。</li> <li>C 5402-1-100は本規格であり、一覧表から削除する。</li> <li>新たに制定された以下のJISを一覧表に追加する。 (C 5402-7-2、C 5402-8-2、C 5402-9-2、C 5402-12-6、C 5402-12-7、C 5402-17-3)</li> </ul>	—	IEC 60512-1-100:2012	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法)  対象事項: 電子機器用コネクタ	法律の目的に適合している。	利点: ウ  欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5402-23-3	電気・電子機器用コネクタ試験及び測定-第23-3部:スクリーニング及びフィルタリング試験-試験23c:コネクタ及びアークセサリのシールド効果	Connectors for electrical and electronic equipment - Tests and measurements - Part 23-3: Screening and filtering test - Test 23c: Shielding effectiveness of connectors and accessories	この規格は、電気及び電子機器用コネクタの試験及び測定について規定したもので、IEC 60512-23-3:2000を基にしたものである。昨今の電気及び電子機器用コネクタ製品の急速な普及と多様性から、規定している既存の測定方法では十分ではないということで、IEC 60512-23-3:2018では、引用規格の変更、内容の修正、項目の追加、削除が行われた。JISとしても、対応国際規格の技術水準及び規定内容と整合させ市場の実態に即した改正を行うことによって、規定の周知を図る必要がある。	この改正によって試験方法の標準化が進み、同一条件での結果について比較検討が可能になり、製造業者が異なる製品間のより正確な評価をできることが期待できる。また、対応国際規格との整合化によって、世界マーケットでも同等の比較評価が実施でき、我が国の国際競争力のある製品を提供可能となることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“最大適用周波数”をより適正な算出式に変更する。 ・引用規格IEC 60096-4-1の廃止に伴い、使用されなくなった“試験スクリーン径”の項目を削除する。 ・ISO/IEC Directivesに従い、箇条3に用語及び定義を追加する。	—	IEC 60512-23-3:2018	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法)  対象事項: 電子機器用コネクタ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月
JSA	06 電子	改正	C6804	レーザー製品の安全-情報伝送のための光無線通信システムの安全	Safety of laser products - Safety of free space optical communication systems used for transmission of information	この規格は、光無線データ伝送用の光無線通信システムの製造及び安全な使用のための要求事項及び指針について規定しており、対応国際規格は2019年に第2版として発行されたIEC 60825-12である。対応国際規格は、その後、2022年に第3版として、測定条件が大きく見直され、要求事項もより詳細化されて、近年の高出力レーザー機器の市場規模の拡大に伴う知見、並びに人体の目及び皮膚に対する影響の新たな知見による測定条件の変更、最新の技術情報の盛り込みなど、内容が大きく改訂されているため、対応国際規格との乖離を防ぐべく、この規格の改正が必要である。 光無線通信システムは、自由空間にレーザー光を放射することによって、その目的を達成する。すなわち、人体がレーザー光に被曝する可能性は他のレーザー製品よりも高い。最新の安全規格とすることにより、確実な安全性を確保する必要がある。	最新のIEC規格(IEC 60825-12)との整合性を確保し最新の技術水準の安全規格とすることで、製造及び使用における確実な安全性を確保することができる。さらに業界への周知を図ることができる。	主な改正点は、次のとおり。 ・現規格では、西暦年を付記していないJIS C6802(レーザー製品の安全基準)を引用規格としているが、JIS C 6802:2018の引用を明記する。 ・用語及び定義:2項目(送信アパーチャー、タイムベース)を追加する。 ・箇条4以降:測定条件2が見直され変更する。 従来箇条4の要求事項が詳細となり、新規格では箇条4〜8へ整理層別する。	—	IEC 60825-12:2022	IDT	第2条の該当号: 1(安全度)  対象事項: 鉱工業品(情報伝送のための光無線通信システム)	法律の目的に適合している。	利点: カ(シート「3.2の選択理由」を参照願います。)  欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年7月